

大使館からのお知らせ（ポーランド国内制限の
一部強化地域の変更について（8月14日））

<ポイント>

- 8日から一部の地域において、感染防止のための制限が強化されていますが、本14日から指定地域が変更されました。
- 感染予防措置を心がけて下さい。

13日、保健省は、8日から開始された19の郡における新型コロナウイルス感染防止のための制限の強化について、最新の感染状況を踏まえ、指定地域が以下のとおり変更された旨発表しました（計18の郡が指定）。強化制限の内容に変更はありません。

1 赤ゾーン

(1) 該当地域

- (ア) シロンスキエ県：ルダ・シロンスカ、リブニク、リブニツキ、
ヴォジスワフスキ、ヤストウシェンビエ・ズドルイ
- (イ) ヴィエルコポルスキエ県：オストウシェシヨフスキ
- (ウ) マウオポルスキエ県：ノヴィ・ソンチュ、ノヴォソンドツキ
- (エ) ウツキエ県：ヴィエルンスキ

(2) 強化制限

- (ア) 見本市、会議などの開催禁止
- (イ) 映画館、遊園地の営業禁止
- (ウ) ジム、フィットネスクラブ、療養所の運営禁止
- (エ) 集会や家族のイベントなどに参加する人数を50人までに制限
- (オ) 全ての公共スペースでマスク等の着用が必要
- (カ) 交通機関の乗車定員を座席数の50%までに制限

2 黄ゾーン

(1) 該当地域

- (ア) シロンスキエ県：ブシュチンスキ、ラチボルスキ、ジョリィ、チェシンスキ
- (イ) マウオポルスキエ県：ノヴォタルスキ、リマノフスキ
- (ウ) ウツキエ県：ヴィエルシヨフスキ
- (エ) ポドラスキエ県：グライエフスキ
- (オ) ルベルスキエ県：ビャワ・ポドラスカ

(2) 強化制限

- (ア) 見本市、会議などのイベントにおいては、4平方メートルあたりに1人に制限
- (イ) ジムやフィットネスクラブにおいては、4平方メートルあたりに1人に制限
- (ウ) 集会や家族のイベントを含む、集会に出席する人数を100人までに制限

3 国内全体で新規感染者数が増えています。引き続き、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

★電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30, 13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります)。

★メール：cons@wr.mofa.go.jp

★HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html

【ご参考：地図(ポーランド保健省 Twitter から)】

